

# 監査報告書

電気事業法（以下、「法」という）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成27事業年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、57回の理事会その他の重要な会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、報告書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と23回の情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 平成27事業年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成28年5月11日

電力広域的運営推進機関

監事 水馬 利夫



監事 高木 佳子

